

2020 September

9

No.847

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



今月の記事

● 日本年金機構

- ・標準報酬月額の変更・従業員様への通知のお願い..... 2
- ・被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届出のお願い..... 2
- ・学生のみなさま 国民年金保険料の特例申請が可能です..... 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・重複服薬がダメな理由..... 4
- ・令和2年7月豪雨にかかる一部負担金等の支払いの免除について..... 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内..... 6
- ・年金制度改正法の概要..... 7
- ・年金相談窓口開設等..... 8
- ・一般的な年金相談に関するお問い合わせ先..... 8

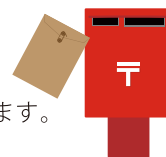
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



事業主の皆様へ

標準報酬月額に従業員様への通知のお願い

被保険者標準報酬月額算定基礎届により決定された標準報酬月額は令和2年9月1日(令和2年11月2日納付分)から適用となります。

決定後の標準報酬月額について、被保険者(従業員)の皆様へ通知いただきますようお願いいたします。

被保険者報酬月額変更届・ 70歳以上被用者月額変更届提出のお願い

標準報酬月額は、「被保険者資格取得届」や「被保険者報酬月額算定基礎届」により決定しますが、昇(降)給により報酬が大幅に変動した場合は、「被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届」により標準報酬月額の随時改定を行うこととなり、固定的賃金の変動し、その報酬を支払った月から数えて4か月目に新たな標準報酬月額が適用されます。

たとえば、5月支払い分から変動があった場合は、8月分保険料(令和2年9月30日納付分)から適用となります。

随時改定は次の3つの条件すべてにあてはまる場合に行います。

- ① 昇給または降給等により固定的賃金に変動があった。
- ② 従前の標準報酬月額と、変動月から3か月間に支払われた報酬の平均額による標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- ③ 変動月から3か月間の支払基礎日数が各月17日以上(特定適用事業所に勤務する短時間労働者の場合は11日以上)ある。

ただし、次の場合は、随時改定の対象となりませんので、「被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届」の提出は不要です。

- ① 固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合
- ② 固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

学生のみなさま

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の特例申請が可能です!

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。

対象となる学生

以下、いずれにも該当する方が対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

②所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額(※)が、学生納付特例基準相当になることが見込まれる方

※ 令和2年2月以降の任意の月(収入が最も低い月など)における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

申請の対象となる期間

令和元年度分として

令和2年2月分から令和2年3月分まで

令和2年度分として

令和2年4月分から令和3年3月分まで

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料学生納付特例申請書

※「⑫特例認定区分」欄の「3.その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。

2. 所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))

3. 学生証のコピー

※令和元年度分と令和2年度分の2年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。(申請書が二枚必要となります)
なお、すでに令和元年度分を申請され承認を受けている方につきましては令和2年度分のみを申請してください。



申請方法

- 国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
 - 申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。
- ※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。



日本年金機構ホームページはこちら▶

お問い合わせ先

<お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。>

ねんきん加入者ダイヤル TEL 0570-003-004

月～金曜日 8:30～19:00 / 第2土曜日 9:30～16:00

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

令和2年9月分保険料の納付期限は**令和2年11月2日(月)**です。



重複服薬がダメな理由



重複服薬とは … 同じ働きをするお薬を複数の医療機関で処方されて服用することです。

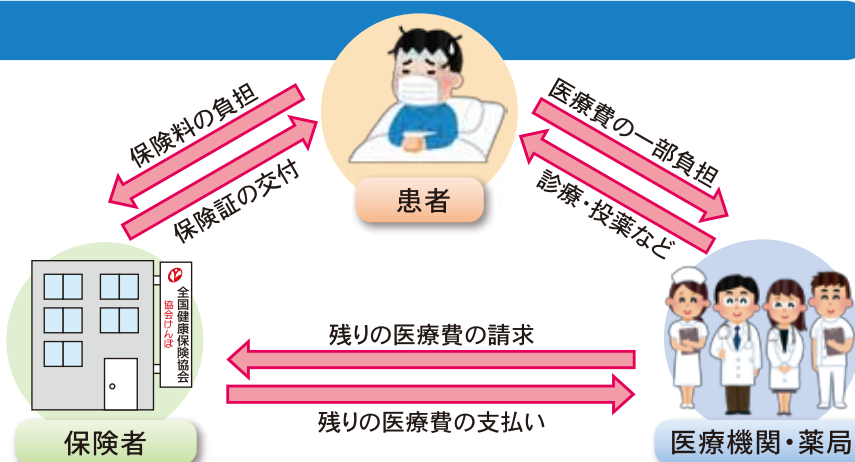
1 からだの負担

一般的に医師が取り扱う処方薬は効き目が強いので、同じような薬を重複して服薬することで起きる副作用や相互作用の危険があります。



2 医療費の負担

医療費は、加入者様の自己負担と医療保険の保険料で賄っているため、医療費が増えることで医療保険財政を圧迫してしまいます。医療保険財政の圧迫は保険料の引き上げにもつながります。



重複服薬を防ぐために … かかりつけ薬局 (薬剤師) をもちましょう

かかりつけ薬局とは

それぞれの体質や症状にあったお薬を正しく使用する為のアドバイスをしてくれる身近な薬局 (薬剤師) のことです。

かかりつけ薬局でしっかりサポート

- 飲み残しや飲み方のわからなくなったお薬の整理や飲み合わせなども確認してもらえます。
- 複数の医療機関でお薬を処方される重複処方などをチェックしてもらえます。
- お薬の形状や味などの飲みやすさなども相談できます。

ご自分が飲むお薬の内容をよく知ることが大切です。
お薬手帳を活用して、飲むお薬のすべて (市販薬も含む) を把握しましょう。

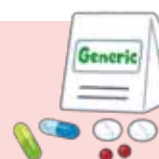


処方箋の有効期限にご留意ください!

医療機関で交付される処方箋の期限は、**交付の日を含めて4日以内**です。これは休日や祝日も含まれますので、処方箋の有効期限を過ぎないようにご注意ください。

ジェネリック医薬品を活用しましょう!

効き目や安全性が新薬と同等であると厚生労働省から認められていて、価格が新薬より安いジェネリック医薬品を活用すれば、お薬代が節約できます。



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル

TEL 0952-27-0611 (代表)

令和2年7月豪雨にかかる 一部負担金等の支払いの免除について

令和2年7月豪雨により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

全国健康保険協会では、被害を受けられた方を対象に、病院・薬局等で受診をした際の一部負担金の支払いの免除を実施しています。

大切なお知らせですので、従業員の皆さまにご周知いただきますよう、お願いいたします。

一部負担金とは

健康保険の適用が認められる診療(医科・歯科・調剤)を受けたときに、年齢や収入などに応じた負担割合(3割負担など)により支払う金額のことです。保険外負担(差額ベッド代、インプラント費用等)は対象外となります。

一部負担金の免除の対象となる方

●「令和2年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村」に住所を有している方

(災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した方を含みます)

※災害救助法の適用市町村は内閣府ホームページから確認できます。



●令和2年7月豪雨により、下記①～④のいずれかに該当する方

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

(病院・薬局等の窓口にて口頭で申告してください。)

②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

③主たる生計維持者の行方が不明である方

④その他、①～③までの規定に準ずるものと認められる方

病院・薬局等で診療を受けるときは、窓口での申告が必要です

◆病院・薬局等の窓口で上記に該当する旨をご申告いただくことで、一部負担金のお支払いが免除となります。

(一部負担金の免除の対象となる方が、既に病院・薬局等でお支払いされている場合は、還付の対象となります。)

◆保険証を紛失あるいはご自宅に残したまま避難されている場合は

病院・薬局等の窓口で ①氏名 ②生年月日 ③お勤め先の事業所名 ④住所 ⑤連絡先(電話番号)を申し出ることにより保険証がなくても受診できます。

期間：令和2年7月4日～令和2年10月31日まで

一部負担金の免除・還付に関するお問い合わせ／業務グループ TEL 0952-27-0613

協会けんぽ佐賀支部では災害時のご案内等についてもメールマガジンで配信しています。
重要な情報を最も早くお届けできるツールとなりますので、ぜひご登録ください(登録無料)

⇒登録は佐賀支部HPから

協会けんぽ 佐賀

検索

スマートフォンでの登録はこちらから⇒





令和
2
年度

社会保険事務講習会のご案内

『公的年金給付に関する講習会』

年金制度等について学びます。

臨時開催！『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。【初級編】

地 区	日 時	会 場	地 区	日 時	会 場
佐賀会場	令和2年9月11日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	鳥栖会場	令和2年10月8日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
武雄会場	令和2年9月14日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	唐津会場	令和2年10月12日(月)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
唐津会場	令和2年9月16日(水)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	佐賀会場	令和2年10月14日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
鳥栖会場	令和2年9月17日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	武雄会場	令和2年10月16日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
講師 ● 社会保険労務士			講師 ● 社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者

9月…社会保険事務担当者の方

10月…新しく社会保険の事務担当になられた方

参加料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和2年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**

〈キリトリ線〉

社会保険事務講習会 参加申込書



整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『公的年金給付に関する講習会』 (佐賀・武雄・唐津・鳥栖) 会場 令和 年 月 日 ()	臨時開催！『新任担当者のための適用実務』 (鳥栖・唐津・佐賀・武雄) 会場 令和 年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
事業所電話番号 () -			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

年金制度改革法の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

改正の趣旨

より多くの人により長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大

【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ①短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(現行500人超→100人超→50人超)。
- ②5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ①高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ②60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。)

3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ①確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。
※企業型DC:厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC(iDeCo):公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ②確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ①国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ②未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体的な年数は政令で規定)
- ④年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1 ①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1 ②・③は令和4(2022)年10月1日、4 ①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4 ②は公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日・令和4(2022)年10月1日等、5 ②・③は令和3(2021)年4月1日、5 ④は公布日、5 ⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

令和2年10月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 伊万里市役所 (予約)	3
4	5 年金事務所 延長相談 19時まで	6 鹿島市役所 (予約)	7 多久市役所 (予約)	8	9 伊万里市役所 (予約)	10 年金事務所 休日相談日 (予約)
11	12 年金事務所 延長相談 19時まで	13 基山町役場 (予約)	14 有田町役場 (予約)	15	16 伊万里市役所 (予約)	17
18	19 年金事務所 延長相談 19時まで	20 鹿島市役所 (予約)	21 多久市役所 (予約)	22	23 伊万里市役所 (予約)	24
25	26 年金事務所 延長相談 19時まで	27 基山町役場 (予約)	28	29	30 伊万里市役所 (予約)	31

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の
時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00 年金事務所
休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書(個人番号(マイナンバー)の分かるもの)をご準備ください。

一般的な年金相談に関するお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165

(ナビダイヤル)へ!

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6700-1165(一般電話)

にお電話ください。

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

受付時間：月 曜 日 8:30～19:00

火～金曜日 8:30～17:15

第2土曜日 9:30～16:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※月曜日など休日明けやお客さまのお手元に通知が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半はつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1165」の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

一般的な年金の加入に関するお問い合わせは

「ねんきん加入者ダイヤル」

・国民年金加入者向け(ナビダイヤル)

☎0570-003-004

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6630-2525(一般電話)

・事業所、厚生年金加入者向け(ナビダイヤル)

☎0570-007-123

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6837-2913(一般電話)

受付時間：月～金曜日 8:30～19:00

第2土曜日 9:30～16:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金受給についての来訪相談のご予約

「予約受付専用電話」

年金事務所・街角の年金相談センター(オフィス)での相談予約を受付します。

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受け付けています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。



久々のお出かけということで奮発して靴を新調したのはいいが、履きなれていないのが災いしてマメを潰してしまって痛い。コンビニでカットパンを買って応急措置をしよう。

カットパンはどのあたりに置いてありますか?店員「カットパン???」という経験はありませんか。救急絆創膏の呼び名は地方によって違うのです。

佐賀、長崎、鹿児島以外の九州地方でよく使われる名称は「リバテープ」。関東、関西地方では「バンドエイド」。

お郷が知れないようにするためには「バンドエイド」と呼ぶのが無難なのかな。だけど、耳慣れたカットパンでないと効果が薄そうに感じるのは私だけでしょうか。(山)